

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：水・大気環境局

施策名：（施策3）大気・水・土壌環境等の保全

施策体系：（目標3-5）ダイオキシン類・農薬対策

評価結果の概要

【達成の状況】

- 平成20年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。
- 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成21年度に新たに45農薬の基準を設定したところ。基準設定についての加速化はみられるが、農薬の登録は申請主義であり、また、基準設定には申請者（農薬製造メーカー）からの資料提出が不可欠であることから、これまでに設定した基準値の累計は101となっている。

【必要性】

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。
- 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、農薬取締法に基づき、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から有効かつ不可欠である。

【有効性】

- 平成20年のダイオキシン類の排出量は、平成15年比で約43%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成20年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。
- 生態系保全施策の充実に向けて、農薬の生態系への影響について登録前にリスク評価を行うため、農薬取締法に基づき、平成18年度から水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成21年度には新たに45農薬（累計101農薬）について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

【効率性】

- 平成17年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。平成22年3月には廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の調査測定に簡易測定法の追加導入を行ったさらに簡易測定法の追加等に伴い、ダイオキシン類の環境測定の精度管理に関する指針等の改訂を行い、品質や信頼性も配慮している。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。

【今後の展開】

- 平成19年5月にストックホルム条約（POPs条約）の第3回締約国会議（COP3）で採択された、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）についての指針を踏まえ、平成20年度に引き続き、国際協力として東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップを開催し、発生源情報や対策手法に関する情報交換を行い、今後の各国の施策検討に資する。
- 小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直し、ガイドライン策定の検討を行い、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。
- 臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、国際動向に係る情報収集などを進める。今後は、WHOの検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。

- 簡易測定法については、既に公定法化されている方法に平成 21 年に追加を行った生物検定法及び機器分析法による簡易測定法に関する検証・改善を図る。
- 農薬について、これまでに累計 101 農薬について基準を設定し、基準設定についての加速化を進めてきたところであるが、平成 21 年度に引き続き、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を着実に推進する。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比)[%] ②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%] ア.大気 イ.公共用水域水質 ウ.公共用水域底質 エ.地下水質 オ.土壌 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数](累計)						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	13	20	23	43	集計中	H22年	約15
	②ア	99.9	100	100	100	集計中		100
	イ	98.0	97.9	97.5	98.4	集計中		100
	ウ	99.6	99.7	99.5	99.6	集計中		100
	エ	100	99.9	99.7	100	集計中		100
	オ	99.8	100	100	100	集計中		100
	③	0	1	17	56	101	H22年度	300
目標を設定した根拠等		基準年	①H15年 ③H17年		基準年の値	①372~400g-TEQ/年 ③0		
		根拠等	①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成17年4月施行)					